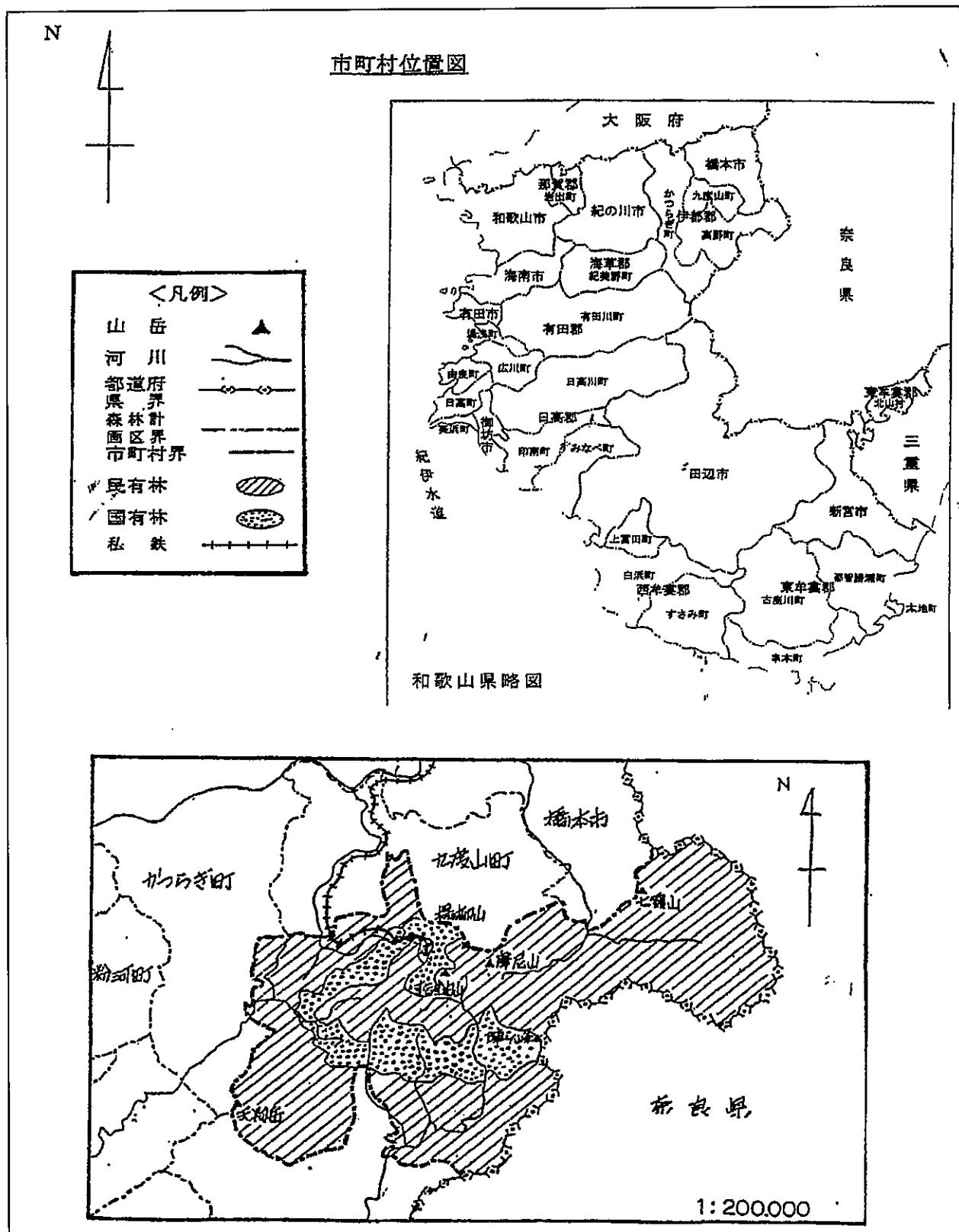


高野町森林整備計画

自 平成24年 4月1日
計画期間
至 平成34年 3月31日

和歌山県

高野町



I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3
II 森林整備の方法に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	3
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	4
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	5
2 天然更新に関する事項	6
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	7
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	7
5 その他必要な事項	7
第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法	7
2 保育の種類別の標準的な方法	8
3 その他必要な事項	9
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	9
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
3 その他必要な事項	10
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	11
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模拡大を促進するための方策	11
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	11
4 その他必要な事項	11
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	11
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	12
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	12
4 その他必要な事項	12
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	12
2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	13
3 作業路網の整備に関する事項	13
4 その他必要な事項	14
第8 その他必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	14
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	15

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	15
III 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病害虫の駆除又は予防の方法等	16
2 鳥獣による森林被害対策の方法	16
3 林野火災の予防の方法	16
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	16
5 その他必要な事項	16
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域	17
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	17
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	17
4 その他必要な事項	17
V その他森林の整備のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成に関する事項	17
2 生活環境の整備に関する事項	18
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	18
4 森林の総合利用の推進に関する事項	18
5 住民参加による森林の整備に関する事項	18
6 その他必要な事項	19
付属資料 高野町森林整備計画概要図（別添）	
参考資料	24

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

高野町は、和歌山県の北東部、紀ノ川水系の貴志川並びに丹生川及び有田川の上流水源地帯を占め、紀北地域森林計画区に属している。

本町の総面積は、13,708haであり、地形は高野山塊とその南部の紀伊山脈によって形成された標高350m～1,000mの急傾斜の山岳地である。町中心部である高野山は標高800mの山岳盆地となっており、これより山麓にかけて大小の渓谷が蛇行しながら複雑な山岳地形を形成し、流域に開けたわずかな平坦部や、ゆるやかな傾斜地に集落、耕地が散在している。又、奈良県境に近い旧富貴村は、標高500m～600mの比較的まとまった平坦地を有し、高原的地形を呈している。森林土壤の大部分は褐色森林土壤からなり、スギ、ヒノキ等の造林適地となっている。年間降水量は2,000mm程度と比較的多く、平均気温は10℃前後で降霜期間が10月下旬から4月初旬まであり、毎年30cm前後の積雪がみられるなど一般に温暖とされている紀伊半島の中にあっても内陸的気象によって冬季の厳しい気象条件になっており、若齢林分において冠雪害を受けることがある。

本町の森林面積は13,019haで、全町面積の約95%を占め、その保有形態は国有林2,224ha、公有林125ha、私有林10,670haとなっている。私有林の保有規模は、社寺所有林が14.7%を占め、一般林家の規模は極めて零細で林家所得の水準も低い。民有林の人工林率は78.1%と高いが、8齡級以下の林分が約26%程度を占めており、保育林分が多いにかかわらず、その実行率は低い。また、長期的な木材不況及び林業従事者の高齢化と減少による林業意欲の低下は深刻化しており、健全な森林造成を図る上で重要な課題となっているが、森林組合等による林業機械の導入及び作業路網の充実により低コスト林業への試みが実施され、山林所有者への負担を低減する森林整備が行われつつある。

一方、短期収入の見込めるコウヤマキ、シキミ等の切枝の生産量は増加傾向にあり、需用も多く、マキ山の造林は今後増えていくものと予想される。

2004年紀伊山地の霊場と参詣道として世界遺産に登録された。本町はその中核をなす地域で町石道や小辺路、金剛峯寺、奥の院の周辺山林はバッファゾーンに指定されており、それらの森林の存在が世界遺産としての存在価値を高めている。それらの森林の整備（間伐）を行うことにより多様な森林（針広混交林）への誘導も必要である。

2 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林・林業の振興、山村の発展のため、森林の有する多面的機能が総合的かつ高度に發揮されるよう、適正な森林施業の実施による健全な森林資源の造成を推進することとする。なお、森林の有する各機能ごとに、その機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。また、これらの機能は、重複することがある。

①木材等生産機能

林木の育成に適した森林土壤を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な樹木からなる成長率の高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林を目指すこととする。

また、本町では木材生産のみならずマツタケや、コウヤマキなどの林産物の生産も盛んであるため、これらを産する森林についても生産基盤の整備されている森林を目指すこととする。

②水源涵養機能

下層植生とともに根系の発達が良好であり、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力が高い土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目指すこととする。

③山地災害防止／土壌保全機能

根系が深くかつ広く発達している森林で、落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって、下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等が整備されている森林を目指すこととする。

④快適環境形成機能

大気の浄化、風や騒音等の遮蔽能力が高くかつ諸害に対する抵抗力があり、葉量の多い樹種によって構成されるなど、快適な生活環境を保全する森林を目指すこととする。

⑤保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）

史跡を取り巻く森林や風致状重要な森林、特に高野六木や、高齢林分のスギ・ヒノキ林にあっては、森林セラピーや森林環境教育に供し、なおかつ希少生物等の生息地としての森林を目指すこととする。

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

（1）で掲げるそれぞれの機能に応じた適正な整備及び保全の基本的な考え方は以下のとおりである。

①木材等生産機能

木材や林産物の効率的かつ安定的な供給を基本とし、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するため、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、施業の集団化や機械化等による効率的な森林整備を推進する。

本町における筒香、富貴、湯川地区は、マツタケの生産地として有名である。しかしながら、松食い虫等による松枯れや、松林の高齢林化、シカなどによる食害により年々生産数は少なくなっている。枯れ松の伐採をし、病害虫の蔓延を防ぎ、林床の整備を行ない生産量の増大を促し本県におけるマツタケの最大生産地としての森林整備を推進する。

高野山地区では、仏壇の供えるコウヤマキの販売が重要産業となっており、その周辺地域では、コウヤマキの枝物生産が盛んである。しかし、現状では、奈良や岐阜県から入荷している状態であるため、コウヤマキの生産向上を目指すために、スギ、ヒノキの植栽不適地にコウヤマキへの樹種転換を推進する。また、このことより地場産業の活性化を目指す。

②水源涵養維機能

高齢級の森林への誘導を推進することを基本とし、伐採に伴う裸地化の縮小や分散化、天然力の活用により、水源涵養機能を維持増進させる必要のある森林について、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

③山地災害防止／土壤保全機能

高齢級の森林への誘導を基本とし、長伐期施業や複層林施業を推進するとともに、伐採に伴う裸地化の縮小や分散化、天然力の活用により、山地災害防止や土壤保全の機能を維持増進させる必要のある森林について、根系、下層植生の良好な発達が確保され林木の成長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

④快適環境形成機能

地域の快適な生活環境の保全・創出を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、快適環境形成の機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する有効性・抵抗性の高い活力ある森林に誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

⑤保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）

史跡周辺の森林であって森林セラピーや森林環境教育としての場の提供や美的景観の維持・形成、多様な生物の生育・生息の場の保全を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、保健・文化・機能（生物多様性保全機能を含む）を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、高野六木等の郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持し、貴重な動植物の生息・生育している森林などに誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

これらの森林整備を推進するために必要な造林から伐採に至る森林施業の推進方策として、森林整備を推進する上で重要な林業労働力については、森林組合がその担い手の中心となり、森林の保育及び集約化施業に向けた高性能林業機械の導入、作業網の充実、経営計画の樹立を推進するものとする。また、適切な森林整備を推進していくために、森林組合、林研グループ、森林所有者、准フォレスター・林業普及指導員等の相互の連携をより一層密にして、講習会等を通じて、技術指導、啓発普及に努めることとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

紀北流域林業活性化センターの方針の下に、県、森林管理局、町、森林所有者、森林組合等関係者の合意形成及び国有林・民有林の緊密な連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大と施業集約化の推進、林業後継者の育成・確保、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った森林諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

（単位：年）

地 域	樹 種						
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	コ ヤ マ キ	ク ヌ ギ	そ の 他 針 葉 樹	そ の 他 広 葉 樹
本町全域	3 5	4 0	3 5	5 0	1 5	5 0	2 0

※標準伐期齢は、平均的な森林における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標と定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

また、海布丸太等特殊材生産に係るものには適用しない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐または択伐によるものとする。

① 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

② 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材績に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材績を維持するものとし、適切な伐採率により効果的な施業の実施を行うこととする。

また、自然公園法等の他の法令の規程により定めがある場合は、その法令を遵守することとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるにあたっては、以下のア～オに留意するものとする。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

該当なし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コウヤマキ、クヌギ、ケヤキ・ナラ・カシ類	

本表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局と協議のうえ、適切な樹種を選択のこと。

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタールあたりの標準的な植栽本数を植栽する。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、次表の植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断することとする。

ア 人工林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	疎仕立て	2,000(1,500) ~ 3,000	
	中庸仕立て	4,000	
	密仕立て	6,000	
ヒノキ	疎仕立て	2,000(1,500) ~ 3,000	
	中庸仕立て	4,000	
	密仕立て	6,000	
コウヤマキ	疎仕立て	2,000(1,500) ~ 3,000	
クヌギ、コナラ等		3,000 ~ 4,500	

(注) ()書きの植栽本数については、単木的な処理等による効果的な獣害防止対策が実施され、成林することが見込まれる場合に適用できるものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が、植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植え付け方法を勘案して苗木の種類に応じた植え付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に植え付けを行うこと。 コンテナ苗及びポット苗については、盛夏及び厳寒時期を避けて植え付けを行うこと。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

①皆伐による伐採跡地

林地の荒廃を防止し、森林資源の造成を図るため、3に定める植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

②択伐による伐採跡地

伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

ただし、ぼう芽更新が期待できる場合はこの限りでない。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新すべき樹種は適地適木を旨として、気候、地形、土壌等の自然的条件、種子を供給する母樹の存在や天然稚樹の育成状況、周囲の森林の状況等を勘案して後継樹となり得る次表の樹種を対象に定めるものとすること。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ類 カシ類 ナラ類 シデ類 カエデ類 ニレ類 ブナ類 シイ類 サクラ類等和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木性又は小高木性となりうる樹種
うちぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類 ナラ類 シデ類 カエデ類 ニレ類 ブナ類 シイ類 サクラ類等の高木性又は小高木性の樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき立木の本数については、期待成立本数を1ヘクタール当たり10,000本とし、天然更新すべき立木の本数は、稚樹高50cm以上の更新樹種が、期待成立本数に対して10分の3を乗じた本数以上(1ヘクタール当たり概ね3,000本)が成立している状態とする。

なお、ぼう芽更新による場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植え込みを行う。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐食の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈り出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行う。
植え込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽の発生状況等を考慮し、ぼう芽の優劣が明らかになる頃に、芽かきなどぼう芽整理を行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の確認方法については、更新すべき立木の本数以上の天然更新対象樹が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「和歌山県天然更新完了基準書」に基づいて確認することとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により、確実に更新を図るべきものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

林地の荒廃を早期に防止するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過した日までに適確な更新を確保するものとする。

天然更新すべき立木の本数に満たない場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して、7年を経過する日までに天然更新対象樹種の立木の本数を満たすよう天然更新補助作業又は植栽を行うものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考

森林 GIS 情報を整備することにより、個々の森林の所在地は、隨時記載していくこととする。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をするべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めるとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) による。

イ 天然更新の場合

2 の (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2 の (2) のアにおいて記載している期待成立本数による。

5 その他必要な事項

該当なし。

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成長の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るために、下表に示す内容を標準として、森林の立木の生長度合い等を勘案し、適切な時期・方法により実施するものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			1回目	2回目	3回目	4回目		
スギ	標準伐期施業※1 長伐期施業※2	4,000	12	18	26	41	間伐率は、本数率20～30%(材積率10～15%)とする。 なお、平均的な間伐時期の間隔は、標準伐期齢未満の森林においては10年、標準伐期齢以上の森林においては15年とする。	
ヒノキ	標準伐期施業※1 長伐期施業※2	4,000	19	24	33	48		

※1 柱材生産を目的とした標準伐期施業においては、標準伐期齢を超える4回目の間伐は実施しない。

※2 長伐期施業とは、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とする森林施業の方法とする。

※「間伐を実施すべき標準的な林齢」は、平均的な地位における標準的な林齢を示している。本表によらない場合は、施業体系及び植栽本数等に応じて、人工林分収穫予定表を参考に適切な施業を行うこととする。

※上記にかかわらず、間伐の実施にあたっては、立木の成長力などに留意のうえ、森林の状況に応じた施業を実施することとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、下記に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数													標準的な方法	備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	10	12	14	16	18	20		
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1									植栽木が下草より抜き出るまで、年1～2回行う。実行時期は、6月上旬から9月上旬とする。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1									
除伐	スギ									1～2						造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。実施時期は、林地に応じて適時に行う。 つる切りについては、除伐に併せて行う。	
	ヒノキ									1～2							
枝打ち	スギ												2			林分の樹冠閉鎖後、立木の生長に支障のない程度に行う。13～20年ごろから始め、主伐までに2回程度、実施時期は、11月から3月とする。	
	ヒノキ												2				

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行うこととする。

また、1に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料に整理する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林とは、第2の(2)に記載した「水源涵養機能」、「山地災害防止／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）」を有する森林とする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根系を発達させることを基本に、高齢級の森林への誘導を推進し、伐期の間隔の拡大とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐採齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

(単位：年)

地 域	樹 種						
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	コ ヤ マ キ	ク ヌ ギ	そ の 他 針 葉 樹	そ の 他 広 葉 樹
本町全域	4 5	5 0	4 5	6 0	2 5	6 0	3 0

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を別表1により定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るために、以下の伐期齢を下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

(単位：年)

地 域	樹 種						
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	コ ヤ マ キ	ク ヌ ギ	そ の 他 針 葉 樹	そ の 他 広 葉 樹
本町全域	6 0	6 5	6 0	8 0	2 5	8 0	3 5

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致に優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進することとする。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進することとする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散化を図るものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（1）区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

ただし、区域内においては、1の機能区域と重複する場合がある。

（2）森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

また、松林においては枯れ松の伐採及び燻蒸を図り、病害虫の蔓延を防ぎ林床の整備や広葉樹の間伐を行う事によりマツタケの発生増加を図ることとする。コウヤマキにおいては、適切な間伐を行うことにより、より良質の枝葉の生産を図ることとする。

ただし、1の機能と重複する場合は、それぞれの機能の發揮に支障のない森林整備を推進することとする。

3 その他必要な事項

保安林その他の法令により施業の制限を受けている森林においては、上記の施業の方法にかかわらず、その制限に従って施業を実施すること。

（1）施業実施協定の締結の促進方法

特になし。

（2）その他

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町では、小規模零細な森林所有者が多いため、森林経営の計画化・合理化を促進し、適正な森林施業の実行確保を図るため、森林組合や林業事業体が中心となり、長期の施業受委託の働きかけを行い、森林の経営規模の拡大と施業の集約化を推進することとする。

なお、森林経営の受託等を担う森林組合については、広域連携の促進・合併や林業事業体等との連携による態勢強化に努めることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

「低コスト推進団地」の取り組みを地域における施業集約化の要と捉え、不在村森林所有者を含む森林所有者等に対する長期の施業の委託等森林経営の受託を推進し、受託を担う林業事業体等に対しては、必要な情報の提供や育成への協力をし、地域での合意形成を働きかけ、団地化・集約化を促進することとする。併せて、高性能林業機械の導入や適正な林分路網の整備による効率的な森林施業の実施を推進し、更なる経営規模の拡大をめざすこととする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営の受委託については、委託者である森林所有者と受託者である森林組合・林業事業体が森林経営計画受委託契約を締結することとする。

森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間(5カ年間)において、受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権原が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護に関する事項、また、施業や保護を実施するために必要な作業路網の設置及び維持管理に必要な権原の付与や施業に要する支出の関係を明確化するための項目 を設置することに留意する。

4 その他必要な事項

特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町における森林所有規模別構造を見ると、5ha未満の零細所有林家が多数を占め、林業コストを高くさせている原因となっている。

このため、法第10条の11の8第1項に規定する施業実施協定の参加を促進し、集落単位による施業の共同実施、森林組合との施業の共同化を推進することとする。

また、共同利用のための作業路網の整備を図ることにより、林業経営コストの軽減化を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合との連携により、在村森林組合員等を通じて不在村森林所有者を含む森林所有者に対して、施業実施協定の必要性の啓発・普及を図り、森林施業の共同化を促進することとする。

また、間伐、森林作業道の整備、境界の明確化などの共同化を重点的に実施し、森林組合が共同化促進のための主導的な立場で実施していくこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林経営計画を共同で作成する者（以下、「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲のある林業事業体等への共同委託により実施することを旨とすること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の1人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

エ 共同作成者の合意のもと、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のための必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は、次表を目安とすることとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	20m以上	80m以上	100m以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	20m以上	55m以上	75m以上
	架線系 作業システム	10m以上	15m以上	25m以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	20m以上	40m以上	60m以上
	架線系 作業システム	10m以上	5m以上	15m以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	10m以上	—	10m以上

(2) 作業システムの考え方

効率的な森林施業を実施するため、一般車両の通行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を推進することとする。

また、傾斜や路網密度を勘案し、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤード等を使用する架線系を施業地に応じて適用するものとする。

2 路網の整備と併せて効果的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ定めるものとし、その地域は、計画の概要図に図示することとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設するものとする。

また、地形・地質・傾斜等を勘案のうえ、安全の確保、山地災害の防止に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮した適切な規格・構造とする。

イ 基幹路網の整備計画 単位 延長：m 面積：ha

開設／拡張	種類(区分)	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
開設	自動車道	相の浦	向井垣内	2,000	176		△	
		西富貴	北畠	1,500	71		△	
		計	2路線	3,500				
拡張	(改良)	122林班	白石	3,000	385		△	
	(舗装)	72~73林班	城谷池の峯	2,360	86	○	△	
		93~95林班	鳴戸谷	5,277	174		△	
		88林班	鳴戸谷支線	1,305	59		△	
		13林班	下湯川	5,208	183		△	
		60~62林班	湯川有中	3,500	691		△	
		計	6路線	20,650				
		合計	8路線	24,150				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設するものとする。

また、地形・地質・傾斜等を勘案のうえ、安全の確保、山地災害の防止に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理することとする。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされる施設の整備その他の森林の整備のために必要な施設の整備については、次表のとおりとする。

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
山土場	高野山字奥の院	5000m ²	△9	
山土場	高野山字奥の院	2500m ²	△10	
山土場	高野山字弁天山下	2000m ²	△11	
山土場	花坂字西垣内	1000m ²	△12	

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

地域林業の整備の中心的な担い手となる森林組合等林業事業体の育成のため、就業者の技術向上に向けた技能・技術習得研修への参加の促進、長期的・安定的な経営に向けた経営の合理化や合併等による自己資本の強化と執行体制の充実を図るものとする。また、高性能林業機械の導入による作業の軽減化、雨降り対策による就業日数の確保、観光性を活かした特用林産物の増産等による所得の向上を図り、林業就業者の新規参入及び定住環境の整備を行うこととする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒林集材	丹生川富貴流域 (緩傾斜地)	チェーンソー、グラップル フォワーダ	チェーンソー、プロセッサー グラップル、フォワーダ
	御殿川流域 (中傾斜地)	チェーンソー、グラップル フォワーダ、ラジキャリ	チェーンソー、プロセッサー グラップル、フォワーダ、ラ ジキャリ
	有田川・不動谷 ・貴志川流域 (急傾斜地)	チェーンソー、ラジキャリタ ワー付き集材機、 フォワーダ	チェーンソー、ラジキャリタ ワー付き集材機、 フォワーダ、ヘリコプター プロセッサー
造林保育等	地拵え 下刈	人力、刈払機 チェーンソー	グラップル 刈払機
	枝打ち	枝打鎌・鋸	自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
磨き丸太 生産施設	花坂	1箇所 年間生産量	△13				
製材所	高野山 富貴	2箇所 年間生産量	△14 △15				
うす板 生産所	富貴	2箇所 年間生産量 1箇所	△16				
育苗施設 (花木)	相ノ浦	3棟 年間生産量					
販売施設 展示場 木製品の 販売所							

III 森林病害虫の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病害虫の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等については、県の試験研究機関、林業普及指導員等と連携し、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

防除の方法については、薬剤散布や伐倒駆除等、被害状況及び被害地域の周辺状況等を勘案し、適切なものとする。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導を行うことがある。

特に、松枯れについて、本町の重要な地場産業である富貴・筒香地区のマツタケ生産林においては、その蔓延を防ぐべく枯れ松の伐採、林内での伐採木の燻蒸などの処置に努める。高野山地区の境内林のマツにおいては、風致上重要な箇所については、現在も行っている樹幹注入を継続して行っていく事とする。

(2) その他

実施にあたり、実施時期、実施区域、実施方法については、関係者の意見を反映し、地元住民に説明を行うことにより、適正かつ円滑な防除事業を行うこととする。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

シカ等による、その防止に向け鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、行政機関、森林所有者、及び関係団体等が協力して計画的な防除活動等を推進することとする。

3 林野火災の予防の方法

森林レクリエーション利用者等の増大に伴う森林火災の未然防止を図るため、森林パトロールの実施による入山者に対する指導や普及啓発活動を行う。

また、火災発生時に備えて初期消火機材の配置等を行い、被害の軽減等を講じるとともに、森林の担保性を高めるため、保険加入の拡大に努めることとする。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等の火入れは行わない。

5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備 考
104・110・115・120 林班	特用林産物の生産維持を図るため、松くい虫等の被害拡大を事前に防止し枯木による倒木被害を防止する。

(2) その他

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者その他関係者は、巡視等により、森林業害虫又は火災の予防その他森林の保護に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の有する保健機能を高度に發揮させるため、森林の施業および森林保健施設の整備の一体的な実施により、森林の保健機能の増進を図る区域とする。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林	該当なし
保育	"
伐採	"

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

自然環境の保全、文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし	該当なし	

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実状からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 ha
高野山区域	6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16	982.29
湯川区域	63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78	1618.80
花坂区域	1, 2, 3, 4, 5, 59, 60, 61, 62, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95	1827.09
相ノ浦区域	34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58	1927.83
南区域	17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33	1317.53
筒香区域	96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134	2162.63
富貴区域	104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117	954.13

(2) その他 森林経営計画の作成にあたり、次に掲げる事項について、適切に計画すべき旨 を定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病害虫の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材や地域の特用林産物、林業に関わる伝統技術等地域の森林資源を活用した活性化方策について記載。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)		将来		対図番号	
	位置	規模	位置	規模		
高野山 森林公園	高野山	面積 36ha 遊歩道 3,500m 広場 4カ所 15,000m ² 管理棟 1棟 264m ² 森林学習展示館 1棟 282m ² 第1ログハウス 6棟 120m ² 天体観測所 1棟 67m ² 第2ログハウス 2棟 18m ²				17

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

未来の子ども達にクワガタムシの生息する広葉樹の森林を見せてあげたいとの地域住民の動きがあり、町が国有林の払い下げを受け、その場所を解放し、ゲンジの森づくり実行委員会が森林の整備を行っている。その趣旨は「子供たちの虫取り文化を残そう」というもので、40年生のヒノキの間伐や広葉樹の植栽育成を行っている。会員は地元だけでなく他市町村からの参加者もある。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし。

(3) その他

該当なし。

6 その他必要な事項

高野山森林公園内の森林など観光等と併用した活用ができる里山林等については、保全に努めるとともに、住民参加による森林の整備を行い、住民が身近に森林と触れあえる場となるよう整備を推進する。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	1イ-ハ, 2イ, 3イ-ホ, 4イ-ハ, 5イ-ロ, ホ, 6イ-ハ, 7イ-ロ, 8イ, ロ, 9イ, 10イ, 11イ-ハ, 12イ-ニ, 13イ-ハ, 14イ-ハ, 15イ-ロ, 16イ-ハ, 17イ-ニ, 18イ-ル, 19イ-ト, リ, 20イ-ニ, 21イ-ト, 22イ-ホ, 23イ-ニ, 24イ-リ, 25イ-ホ, 26イ-ホ, 27イ-ト, 28イ-チ, 29イ-ハ, 30イ-ホ, 31イ-ホ, 32イ-ト, 33イ-ホ, 34イ-ニ, 35イ-ロ, 36イ-ハ, 37イ-ハ, 38イ-ハ, 39イ, 40ロ, 42イ-ニ, 43イ, ハ, ホ, ハ, 44イ-ニ, 45イ-ニ, 46イ-ニ, 47イ-ホ, 48イ-ホ, 49イ-ホ, 50イ-ニ, 51イ-ハ, 52イ-ニ, 53イ-ホ, 54イ-ヘ, 55イ-ハ, 56イ-ホ, 57イ-ホ, 58イ-ニ, 59イ-ト, 60イ-ニ, 61イ-ニ, 62イ-ニ, 63イ-ホ, 64イ-チ, 65イ-ハ, 66イ-ハ, 67イ-ニ, 68イ-ヘ, 69イ-ヘ, 70イ-ホ, 71イ-ヘ, 72イ-ニ, 73イ-ホ, 74イ-ホ, 75イ-ホ, 76イ-ニ, 77イ-ホ, 78イ-ト, 79イ-ホ, 80イ-ロ, 81イ-ニ, 82イ-ニ, 83イ-ニ, 84イ-ハ, 85イ-ニ, 86イ-ト, 87イ-ニ, 88イ-ト, 89イ-ニ, 90イ-ホ, 91イ-ホ, 92イ-ホ, 93イ-ニ, 94イ-ホ, 95イ-ヘ, 96イ-ニ, 97イ-ト, 98イ-ト, 99イ-ニ, 100イ-ニ, 101イ-ヘ, 102イ-ホ, 103イ-チ, 104イ-ホ, 105イ-ハ, 106イ-ヘ, 107イ-ホ, 108イ-ニ, 109イ-ト, 110ロ-ニ, 111イ-ヘ, 112イ-ホ, 113イ-ト, 114イ-ヘ, 115イ-ホ, 116イ-ホ, 117イ-ニ, 118イ-ハ, 119イ-ヘ, 120イ-ハ, 121イ-ヘ, 122イ-ト, 123イ-チ, 124イ-リ, 125イ-ニ, 126イ-ヘ, 127イ-リ, 128イ-ホ, 129イ-リ, 130イ-ハ, 131イ-ヘ, 132イ-ハ, 133イ-ハ, 134イ-ホ	10,768.35
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業をすべき森林	2イ-ト, 3イ-ニ, 4イ, ハ, 5イ-ホ, 11イ, 17ハ-ニ, 18イ-チ, 19イ-リ, 20イ-ニ, 21イ-ト, 22ハ, 24ニ-ト, リ, 25イ, ニ, ホ, ハ, 26イ-ホ, 27	3,873.98

	イ, ハ, 32 イ-ロ, 33 イ-ロ, 39 ロ, 40 イ, 41 イ-ハ, 42 ハ, ニ, 43 イ, ロ, ニ, 44 イ, 46 イ-ハ, 47 イ-ハ, 48 イ-ハ, 50 イ, 52 イ, ロ, 53 イ-ホ, 54 ハ, ニ, 56 イ, ニ, ホ 57 イ, ハ, ニ, ホ, 58 ロ, ニ, 59 イ-ト, 60 イ-ニ, 61 イ, ハ, ニ, 62 イ, ハ, ニ, 63 ロ, 64 イ, ハ, ニ, ホ, 66 イ-ハ, 67 イ-ニ, 69 ロ-ハ, 70 イ, ロ, 71 イ-ハ, 73 ホ, 75 イ-ホ, 76 イ-ニ, 77 イ, ロ, ハ, ホ, 78 ロ-ト, 79 イ, ニ, ホ, 80 ハ-ホ, 83 イ, ハ, ニ, 85 イ-ニ, 86 イ, ハ-ト, 87 イ-ニ, 88 イ-ハ, ホ-ト, 89 イ, ニ, ホ, 90 イ-ハ, 92 イ, ハ-ホ, 93 イ-ハ, 94 イ, ハ, ホ, 95 ロ, ハ, 103 イ-チ, 110 ロ-ニ, 111 イ-ハ, 112 イ-ホ, 113 イ, ハ, ニ, ハ, 117 ロ, 125 イ-ニ, 126 イ, ロ	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	8 イ-ロ, 9 イ, 13 イ-ハ, 14 イ-ハ, 15 イ-ロ, 16 イ-ハ, 80 イ-ロ, 82 ロ-ニ	622
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための推進すべき森林	1~134 林班 (天然林を除く)	8,654.81

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1イ-ハ, 2イ, 3イ-ホ, 4イ-ハ, 5イ-ロ, ホ, 6イ-ハ, 7イ-ロ, 8イ, ロ, 9イ, 10イ, 11イ-ハ, 12イ-ニ, 13イ-ハ, 14イ-ハ, 15イ-ロ, 16イ-ハ, 17イ-ニ, 18イ-ル, 19イ-ト, リ, 20イ-ニ, 21イ-ト, 22イ-ホ, 23イ-ニ, 24イ-リ, 25イ-ホ, 26イ-ホ, 27イ-ト, 28イ-チ, 29イ-ハ, 30イ-ホ, 31イ-ホ, 32イ-ト, 33イ-ホ, 34イ-ニ, 35イ-ロ, 36イ-ハ, 37イ-ハ, 38イ-ハ, 39イ, 40ロ, 42イ-ニ, 43イ, ハ, ホ, ハ, 44イ-ニ, 45イ-ニ, 46イ-ニ, 47イ-ホ, 48イ-ホ, 49イ-ホ, 50イ-ニ, 51イ-ハ, 52イ-ニ, 53イ-ホ, 54イ-ヘ, 55イ-ハ, 56イ-ホ, 57イ-ホ, 58イ-ニ, 59イ-ト, 60イ-ニ, 61イ-ニ, 62イ-ニ, 63イ-ホ, 64イ-チ, 65イ-ハ, 66イ-ハ, 67イ-ニ, 68イ-ヘ, 69イ-ヘ, 70イ-ホ, 71イ-ヘ, 72イ-ニ, 73イ-ホ, 74イ-ホ, 75イ-ホ, 76イ-ニ, 77イ-ホ, 78イ-ト, 79イ-ホ, 80イ-ロ, 81イ-ニ, 82イ-ニ, 83イ-ニ, 84イ-ハ, 85イ-ニ, 86イ-ト, 87イ-ニ, 88イ-ト, 89イ-ニ, 90イ-ホ, 91イ-ホ, 92イ-ホ, 93イ-ニ, 94イ-ホ, 95イ-ヘ, 96イ-ニ, 97イ-ト, 98イ-ト, 99イ-ニ, 100イ-ニ, 101イ-ヘ, 102イ-ホ, 103イ-チ, 104イ-ホ, 105イ-ハ, 106イ-ヘ, 107イ-ホ, 108イ-ニ, 109イ-ト, 110ロ-ニ, 111イ-ヘ, 112イ-ホ, 113イ-ト, 114イ-ヘ, 115イ-ホ, 116イ-ホ, 117イ-ニ, 118イ-ハ, 119イ-ヘ, 120イ-ハ, 121イ-ヘ, 122イ-ト, 123イ-チ, 124イ-リ, 125イ-ニ, 126イ-ヘ, 127イ-リ, 128イ-ホ, 129イ-リ, 130イ-ハ, 131イ-ヘ, 132イ-ハ, 133イ-ハ, 134イ-ホ	10,768.05
長伐期施業を推進すべき森林	2イ-ト, 3イ-ニ, 4イ, ハ, 5イ-ホ, 17ハ-ニ, 18イ-チ, 19イ-リ, 20イ-ニ, 21イ-ト, 22ハ, 24ニ-ト, リ, 2	3,873.98

		5イ,ニ,ホ,ヘ,26イ-ホ,27イ,ヘ, 32イ-ロ,33イ-ロ,39ロ,40イ,4 1イ-ハ,42ハ,ニ,43イ,ロ,ニ,44 イ,46イ-ハ,47イ-ハ,48イ-ハ,5 0イ,52イ,ロ,53イ-ホ,54ハ,ニ, 56イ,ニ,ホ57イ,ヘ,ニ,ホ,58ロ, ニ,59イ-ト,60イ-ニ,61イ,ハ, ニ,62イ,ハ,ニ,63ロ,64イ,ハ, ニ,ホ,66イ-ハ,67イ-ニ,69ロ- ハ,70イ,ロ,71イ-ハ,73ホ,75イ -ホ,76イ-ニ,77イ,ロ,ハ,ホ,78 ロ-ト,79イ,ニ,ホ,80ハ-ホ,83 イ,ハ,ニ,85イ-ニ,86イ,ハ-ト,87 イ-ニ,88イ-ハ,ホ-ト,89イ,ニ,ホ, 90イ-ハ,92イ,ハ-ホ,93イ-ハ,9 4イ,ハ,ホ,95ロ,ヘ,103イ-チ,1 10ロ-ニ,111イ-ハ,112イ-ホ,1 13イ,ハ,ニ,ヘ,117ロ,125イ- ニ,126イ,ロ	
複層林施業 を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 <small>(択伐によるものを除く)</small>		
	択伐による複層林 施業を推進すべき 森林	8イ-ロ,9イ,13イ-ハ,14イ-ハ, 15イ-ロ,16イ-ハ,80イ-ロ,82ロ -ニ	622
特定広葉樹林の育成を行う森林施業 を推進すべき森林			

参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

	年次	総計			0~14歳			15~29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数(人)	平成12 ⁴	5,355.0	2,837	2,518	468	228	240	1,411	1,026	385
	平成17 ⁴	4,632.0	2,414	2,218	337	173	164	974	702	272
	平成22 ⁴	3,975.0	2,043	1,932	259	139	120	661	446	195
構成比(%)	平成12 ⁴	100.0	53.0	47.0	8.7	4.3	4.5	26.3	19.2	7.2
	平成17 ⁴	100.0	52.1	47.9	7.3	3.7	3.5	21.0	15.2	5.9
	平成22 ⁴	100.0	51.3	48.7	6.6	6.9	6.2	16.6	11.2	4.9

30~44歳			45~64歳			65歳以上		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
703	386	317	1,277	287	690	1,496	610	886
703	386	317	1,277	587	690	1,496	610	886
579	355	224	1,001	492	509	1,439	561	878
13.1	7.2	5.9	23.8	11.0	12.9	27.9	11.4	16.5
14.2	8.6	5.6	26.2	11.6	13.6	32.3	13.1	19.2
14.5	8.9	5.6	25.1	12.3	12.8	36.5	27.9	45.6

(国勢調査による)

②産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数(人)	平成7 ⁴	2,897	167	69		236	477	56	2,184
	平成12 ⁴	2,482	136	30		166	427	0	1,889
	平成17 ⁴	2,270	92	37		126	318	0	1,812
構成比(%)	平成7 ⁴	100.0	5.8	2.4		8.2	16.4	2	50.8
	平成12 ⁴	100.0	5.5	1.2		6.7	17.2	0	53.7
	平成17 ⁴	100.0	4.1	1.6		5.7	14.0	0	55.3

(国勢調査による)

(2) 土地利用

年次	総土地面積	耕地面積					草地面積	
		計		樹園地				
		田	畠	果樹園	茶園	桑園		
実数(ha)	平成7 ⁴	13,708	124	52	64	6	2	
	平成12 ⁴	13,708	81	55	26	1	1	
	平成17 ⁴	13,708	31	18	13	1	1	
構成比(%)		100.0	0.2	0.1	0.1	0.0	-	

林野面積			その他 面積
計	森林	原野	
12,974	12,946	28	612
12,945	12,945	6	676
12,947	12,947	0	730
94.4	94.4	-	5.3

(国勢調査による)

(3) 森林転用面積

(単位:ha)

年次	総数	工事・事業場用地	住宅・別荘地用地	ゴルフ場 レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成2年	39					26	13
平成12年	18					16	2
平成22年	0.7	—	0.7	—	—	—	—

(農林業センサスによる)

(4) 森林資源の現況等

①保有形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)(%)
	面積(A)	比率(%)	計	人工林(B)	天然林	
総数	13,015	100.0	12,843	10,507	2,336	80.7
国有林	2,224	—	2,103	2,048	55	92.1
公有林	計	119	0.9	118	115	96.6
	都道府県有林	—	—	—	—	—
	市長村有林	117	0.9	116	113	3
	財産区有林	2	0	2	0	100.0
私有林	10,672	82.0	10,622	8,344	2,278	78.2

(地域森林計画による)

②在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年 次	私有林 合計	在(市町村)者面積	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数(ha)	平成13年	10,631	6,568	4063	2192	1871
	平成18年	10,664	6,605	4059	2208	1851
	平成23年	10,672	6,609	4063	2212	1851
構成比(%)	平成13年	100	61.8	(100)	(54.0)	(46.0)
	平成18年	100	61.9	(100)	(54.4)	(45.6)
	平成23年	100	61.9	(100)	(54.4)	(45.6)

(地域森林計画による)

③民有林の齢級別面積

(単位:ha)

区分	階級別 総数	齢級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林計	10,739	6	33	18	30	80	59	463	517	#####	#####	6,935
人工林計	8,459	6	33	18	29	75	59	461	492	#####	#####	4,946
主要樹種別面積	3,560	2	8	1	6	12	18	131	123	353	510	2,396
	4,528	0	13	14	20	50	22	323	364	681	662	2,379
天然林計	2,280	0	0	0	1	5	0	2	25	66	192	1,989

(備考) 主要樹種別面積:(上段)スギ33.2% (下段)ヒノキ42.2%、マツ10.9%

(地域森林計画による)

④保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	10 ~ 20ha	138	50 ~ 100ha	11
~ 1ha	814	10 ~ 20ha	138	50 ~ 100ha	11
1 ~ 5ha	1092	20 ~ 30ha	35	100 ~ 500ha	2
5 ~ 10ha	290	30 ~ 50ha	22	500ha以上	1
					総 数 2405

(地域森林計画による)

⑤作業路網の状況

(ア)基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	16	2236	
うち林業専用道	—	—	

(町業務資料)

(イ)細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	21	4483	

(町業務資料)

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

当町では、適切な間伐の確保に向けて、施業履歴をはじめとする森林の状況の把握に取り組んでいるところである。

今後は、これらの森林情報について、新たに導入する森林地理情報管理システム(森林GIS)に集積することにより統括的な情報管理を行い、森林経営計画の作成状況等を勘査したうえで、該当する森林の所在を明らかにしていくこととする。

樹種	齢級	森林の所在

(6) 市町村における林業の位置け

①経済活動別総生産(GDP)実数

(単位:百万円)

総 生 産 額(A)		14,447.0
内 訳	第1次産業	230.0
	うち林業(B)	148.0
	第2次産業	1,197.0
	うち木材・木製品製造業(C)	458.0
第3次産業		15,391.0
B+C/A		28.70%

(市町村民経済計算報告書)

②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(平成22年12月31日現在)

	事業所数	従事者数(人)			現金給与総額 (万円)
		男	女	計	
全製造業(A)	12	58	87	145	49,577
うち木材・木製品製造業(B)	2	10	14	24	—
B/A(%)	17%	17%	16%	17%	—

(工業統計調査結果報告書)

(7)林業関係の就業状況

(平成23年3月31日現在)

区分	組合・ 事業者数	従業者数		備考
		うち作業員数	計	
森林組合	2	140		名称:高野町森林組合
生産森林組合	0			
素材生産業	5	13	13	
製材業	2	8	8	
森林管理署				和歌山森林管理署
合計	9	161	21	

(町業務資料)

(8)林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	18			1	17		
モノケーブル							ジグザク集材施設
リモコンワインチ							無線操縦等による木寄機
自走式搬器	1		1				リモコン操作による巻き上げ搬器
運材車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として索引式集材用
動力技打機							自動木登式
トラック							主として運材用のトラック
グラップルクレーン	3		2	1			グラップル式のクレーン
計	22		3	2	17		
〈高性能機械〉							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキッダ							索引式集材車両
プロセッサ、グラップルソー							枝払、玉切、集材用自走機
ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	2		2				積載式集材車両
タワーヤーダ							タワー付き集材機
計	2		2				

(町業務資料)

(9)林産物の生産概況

種類	素 材	苗木	まつたけ	しいたけ		切り楓
				生	乾	
生 産 量	m ³	m ³	千本	kg	kg	kg
生産額(百万円)	8820	24	1160	—	—	500
	247	15	35	—	—	500.0

(町業務資料)

